

P F O S 等の水質汚染に対し基地内への立ち入り調査を求める意見書

去る 4 月 23 日、県が平成 30 年度有機フッ素化合物調査結果について（冬季結果）を公表し、普天間飛行場周辺の湧水や地下水 16 カ所のうち、6 カ所から米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値 70 ナノグラム・パー・リットルを超える濃度の P F O S 等が検出されたことが明らかになった。

喜友名泉においては、P F O S ・ P F O A の合計値 2,000 ナノグラム・パー・リットルが検出されており、また、平成 31 年 4 月に京都大学の小泉昭夫名誉教授らが普天間飛行場下流側の一部住民の血液検査を行ったところ、全国平均と比較し、P F O S については 4 倍、P F H x S については 53 倍の血中濃度が検出されたとの報道もなされており、市民に大きな不安を与えていた。

P F O S 等による環境汚染については、県企業局が平成 28 年 1 月に北谷浄水場の水源である大工廻川や比謝川で比較的高濃度の有機フッ素化合物が検出されたと発表したことにより明らかになった。

県企業局の発表を受け、県は普天間飛行場周辺の湧水等についても調査を行い、同飛行場への流入側では汚染濃度が低いことから、原因は飛行場で使用される泡消火剤である蓋然性が高いとの報告を発表し、沖縄防衛局を通じて基地内への立ち入り調査を求めたが認められず、汚染源の特定に至っていないのが現状である。

また、P F O S は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において製造や使用が制限されているほか、P F O A は、ことし 4 月～5 月の条約締約国会議で特定の用途を除いて廃絶することが決定している。市民の血中から高濃度の値が検出された P F H x S についても、コレステロール値や肝機能への悪影響が指摘されており、国際的な規制に向けた議論が進んでいる。

県企業局は、平成 28 年に 1 億 7,000 万円を投じて浄水場の活性炭の取りかえ等の緊急対策を行っているが、根本的な解決とはなっておらず、汚染源の特定は急務である。

日米地位協定第 3 条第 3 項では、米軍は公共の安全に妥当な考慮を払って作業を行わなければならないと規定しているにもかかわらず、情報提供や調査は実現していない。

よって、本市議会は市民・県民の命の源である水を安心・安全に使用するため、国、県、市が連携し米軍基地への立ち入り調査の実施を強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 24 日

沖縄県宜野湾市議会